## 令和5年度国民年金システム標準化研究会ベンダー分科会 (第二回) 議事概要

日時:令和5年11月28日(火) 14:00~15:15

場所:オンライン開催

事務局設置会場:丸の内二重橋ビルディング17階(東京都千代田区丸の内3-2-3)

出席者(敬称略)

(構成員)

有吉 忍 株式会社RKKCS 企画開発部 チーフ (長友 悟

株式会社RKKCS 企画開発本部住基内部システム

部 部長の代理出席)

松岡 道郎 株式会社RKKCS 企画開発部 チーフ (長友 悟

株式会社RKKCS 企画開発本部住基内部システム

部 部長の代理出席)

深谷 瞬 株式会社TKC 住民情報システム開発センター住民

情報システム技術部 チーフ

川江 祐介 日本電気株式会社 住民情報システム開発統括部住民

情報グループ主任

西澤 那智 株式会社電算 開発本部ソリューション1部 主幹

大村 周久 富士通 Japan 株式会社ソリューション開発本部社会保

障フロントソリューション事業部標準化HQグルー

プ部長

黒田 隆史 株式会社日立システムズ 公共パッケージ事業部第二

開発本部第一開発部 主任技師

(オブザーバー)

千葉 大右 デジタル庁 地方業務標準化エキスパート

池端 桃子 デジタル庁 地方業務標準化エキスパート

外園 暖 デジタル庁 統括官付参事官付 参事官補佐

水村 将樹 デジタル庁 統括官付参事官付 参事官補佐

伊藤 竜也 デジタル庁 統括官付参事官付

堂前 昭彦 日本年金機構 事業企画部 事業企画グループ長

地藤 学 日本年金機構 国民年金部 国民年金管理グループ長

島添 悟亨 厚生労働省 大臣官房付情報化担当参事官室室長補佐

巣瀬 博臣 厚生労働省 大臣官房付情報化担当参事官室室長補佐

若松 藍子 厚生労働省 年金局事業管理課 課長補佐

濱村 明 厚生労働省 年金局事業管理課 課長補佐

平山 宏昌 厚生労働省 年金局事業管理課 国民年金適用収納専

門官

#### 【議事次第】

- 1. 開会
- 2. 議事
  - (1) 第1回ワーキングチーム及びベンダー分科会の振り返り
  - (2)機能・帳票要件に関する改定案について
  - (3) 今後のスケジュール及び予定

#### 3. 閉会

#### 【意見交換(概要)】

#### 1. 開会

- ○本日はベンダー分科会につき、司会進行は事務局にて実施させていただく。(事務局)
- ○ベンダー分科会は研究会構成員のうち、自治体を除いた構成員が参加となる。出席者の氏名 については参考1開催要綱のベンダー分科会をご確認いただきたい。この場でのご紹介及び ご挨拶は割愛させていただく。(事務局)

#### 2. 議事

- (1) 第1回ベンダー分科会の振り返り
- ○資料1を用いて説明する。第一回ワーキングチーム及びベンダー分科会の全体概要について、第一回研究会の内容を振り返ると共に今後の標準仕様書改定についての進め方をお示しした。また、見直し検討の考え方や標準仕様書の見直しのタイミングについてご説明した。その後、今年度の取り組みの1つとして正誤表での対応をお示しし、意見照会やPM0ツールでいただいている質問の中で正誤表として取り組む対象をご説明した。また、2つ目の取り組みである改定案の考え方や進め方について、改定案の対象となる検討テーマをご説明した上で、実際の改定案を提示し議論を実施した。最後にご参考として標準仕様書の長期的な見直しとして、令和8年度以降に取り組む検討内容案をお示しした。資料1の説明としては以上になるが、改定案の発出の方法に関しては前回から変更が発生しているため、この後の議事2にてご説明をする。(事務局)
- ○ご質問等あればいただきたい。(事務局)
- ○PMO ツール経由でのやり取りは今後も発生すると考えているが、令和 5 年度の改定に向けた 取り組み期限の設定はあるのか。(構成員)
- ○期限の明確な設定とその周知は予定していない。いただいたご意見から改定案を策定し、構成員の皆様と議論後に、意見照会を諮った上で仕様書を最終化する段取りで進めることを考えている。またいただいたご意見のうち、必ず取り込む必要がある意見については、年金局と事務局で協議した上で第三回研究会にて上程し、標準仕様書に反映する考え方も一考の余地はあるが、基本的には令和5年度の議論対象ではないものについては、令和5年度末までに対応しないものと考えている。(事務局)
- ○意見の内容を踏まえて、標準仕様書に取り込むタイミングを検討いただく認識で良いか。(構成員)
- ○ご認識のとおり。なお、正誤表対象となった要件の改定案については、令和 5 年度末の改定 案でまとめて提示する方針である。(事務局)
- ○承知した。現在ご提示いただいている改定案に加え、2,3 個ほど正誤表の対象となるような誤りを確認したため、当件について相談できるタイミングを把握したく質問をした。(構成員)
- ○内容を確認したいため、別途ご教示いただきたい。(事務局)
- ○承知した。整理して事務局へお送りする。(構成員)

### (2) 今後の検討内容(事務局案)

- ○資料2を用いて説明する。まずは令和5年度の進め方について第一回ワーキングチームおよびベンダー分科会からの変更点を説明する。その後、改定の対象が何か、また本会での討議事項は何か、についてお示しする。(事務局)
- ○令和 5 年度の進め方については、令和 4 年度の意見照会と PMO ツールの意見を正誤表と改定 案で見直しをするとしていたところから、標準仕様書 1.2 版への改定として対応することに 変更となった。その上で、今年度の改定対象が何か、またこの後の議論の対象は何かについ てお示しするが、正誤表対象と令和5年度改定検討対象が1.2版としての改定対象である。 それぞれについて、どのような意見が対象になっているかについてお示しすると、正誤表対 象は仕様書内の誤記指摘、管理項目と基本データリスト及び連携データとの不整合、仕様書 の要件の明確化になる。一方、令和5年度改定検討対象は標準仕様書内での項目不整合、仕 様書内の機能要件種別(実装区分)の不整合、標準仕様書内の記載内容の不整合になる。こ れらの改定対象の中から本会での討議事項として取り上げている事項は全部で5つあり、機 能帳票要件一覧の討議事項は論点①免除・納付猶予申請書受理・審査の管理範囲、論点②日 本年金機構からの情報登録の管理範囲、論点③機能・帳票要件における機能要件間の管理項 目名の統一、論点①機能・帳票要件における機能要件間の実装区分の統一、である。また帳 票詳細要件の討議事項は論点⑤「同一生計配偶者有無」の実装区分の整理、のみを取り上げ ている。また各論点の議論ポイントは、論点①と②は業務において管理上必要となる項目と して標準仕様書に規定する項目を整理すること、論点③は業務において管理上必要となる項 目として標準仕様書に規定する項目を整理すること、論点④は機能要件間の実装区分の不整 合について修正すること、論点⑤は「同一生計配偶者有無」の実装区分を整理すること、で ある。(事務局)
- ○令和5年度の進め方および改定対象について、ご質問等あればいただきたい。(事務局)
- ○ご意見等は特になく事務局案について問題ない、と理解したため、今回お示しした進め方と する。(事務局)
- ○次に具体的な討議事項に進めさせていただく。各討議事項の説明について、いただいている ご意見について説明した後、論点及びご意見に該当する機能、現状を確認した上で、改定対 応方針をお示しするかたちで進める。まず論点①について、ご意見として帳票詳細要件の国 民年金保険料免除・納付猶予申請書の備考にある「失業年月日」は基本データリストには存 在していないが、「失業年月日」は例示になるのか、といただいている。当意見に対して、標 準仕様書に規定する管理項目の確認を論点とした。現状、帳票詳細要件では「失業年月日」 の項目が存在している一方で機能帳票要件では定義されていないため、管理項目として追加 する必要があると考えたため、改定に向けた対応としては管理項目に「失業年月日」をオプ ションとして機能要件に追加することを事務局案として提示する。(事務局)
- ○論点①について、ご質問等あればいただきたい。(事務局)
- ○事務局案について問題ない、と理解したため、今回お示しした事務局案で標準仕様書に反映する。(事務局)
- ○それでは次の論点②に進む。ご意見として機能・帳票要件の機能 ID:0260311 (20歳到達予定国民年金適用対象者等一覧表の情報を国民年金システムに登録できること)の管理項目について、基礎年金番号(予定付番)は基本データリストに存在していないため、記載の見直しを希望する、といただいている。当意見に対して、業務において必要な項目として標準仕様書に規定する管理項目の確認を論点とした。現状、基本データリストに定義されているデ

- ータ項目や日本年金機構が管理する当該管理項目名に「基礎年金番号(予定付番)」は存在 していない。また、他機能要件においても「基礎年金番号」として管理項目に定義されてい るため、平仄をあわせるべく管理項目「基礎年金番号(予定付番)」を「基礎年金番号」に変 更することを事務局案として提示する。(事務局)
- ○論点②について、ご質問等あればいただきたい。(事務局)
- ○事務局案について問題ない、と理解したため、今回お示しした事務局案で標準仕様書に反映する。(事務局)
- ○論点③について、ご意見として管理項目「日本年金機構への報告年月日及び返戻年月日」は他機能要件と同じように「日本年金機構への報告年月日」と「返戻年月日」に変更すべき、また「承認期間(開始)」「承認期間(終了)」は「免除始期」、「免除終期」は同じ内容の為「免除始期・終期」に統一すべき、といただいている。当意見に対して、機能要件間で平仄が取れていない管理項目名の統一とその確認を論点とした。現状、「日本年金機構への報告年月日及び返戻年月日」については機能 ID:0260176 と 0260192、0260202 以外の機能要件では「日本年金機構への報告年月日」と「返戻年月日」と定義されている。また、「承認期間」については機能 ID:0260313 と 0260315 以外の機能要件では「免除等の始期・終期」と定義されている。そのため、機能 ID:0260176 と 0260192、0260202 の「日本年金機構への報告年月日」と「日本年金機構への報告年月日」と「日本年金機構への報告年月日」と「日本年金機構への報告年月日」と「日本年金機構への報告年月日」と「日本年金機構への報告年月日」と「日本年金機構からの返戻年月日」に分け、機能 ID:0260313 と 0260315 の管理項目「承認期間」を「免除等の始期」「免除等の終期」に変更することを事務局案として提示する。(事務局)
- ○論点③について、ご質問等あればいただきたい。(事務局)
- ○事務局案の「承認期間(開始)」・「承認期間(終了)」と「免除始期」・「免除終期」は同じ内容のため、「免除始期」・「免除終期」に統一することについて、弊社では「免除始期・免除終期」で『申請時の免除期間』、「承認期間」で『年金機構が承認した免除期間』を管理することを想定していた。そのため、これらの管理項目について同じ定義である認識がなかった。自治体からも申請期間と承認期間が異なる場合がある、といただいているため、当該管理項目を統一した場合は弊社の考え方と相違が発生する。当件の対応について、ご検討いただきたい。(構成員)
- ○詳細については年金局にて確認するが、当件について他ベンダー構成員の皆さまの認識を確認したい。(オブザーバー)
- ○当該管理項目について、各ベンダー構成員の皆さまの認識を確認させていただきたい。(事務局)
- ○事務局案で問題ないと考える。(構成員)
- ○TKC と同様である。(構成員)
- ○TKC と同様である。(構成員)
- ○TKC と同様である。(構成員)
- ○TKC と同様である。(構成員)
- ○年金局内にて当件について確認した上で改めて回答する。(オブザーバー)
- ○承知した。(構成員)
- ○次に論点④(1)について、管理項目「電子媒体収録有無」において、他機能要件では標準 オプションのため、実装必須となっている機能要件については実装区分をオプションにすべ き、また管理項目「日本年金機構への報告年月日及び返戻年月日」については、他機能要件 を参照すると「日本年金機構への報告年月日」と「返戻年月日」で整理されているように見

須、「返戻年月日」はオプションにすべき、とのご意見をいただいている。当意見に対して、 機能要件間で平仄が取れていない実装区分の統一とその確認を論点とした。現状、ご意見の とおり管理項目「電子媒体収録有無」及び「日本年金機構への報告年月日及び返戻年月日」 について、実装区分が実装必須機能、標準オプション機能のどちらにも定義されている機能 要件があり、機能要件間で平仄が取れていない。そのため、管理項目「電子媒体収録有無」 については標準オプション機能に統一し、「日本年金機構への報告年月日」は実装必須機能、 「返戻年月日」は標準オプション機能、に統一することを事務局案として提示する。「電子媒 体収録有無」、「日本年金機構への報告年月日」及び「返戻年月日」の事務局案について実際 の機能要件を用いて具体例をお示しすると、実装必須機能である機能 ID: 0260172 の管理項 目「電子媒体収録有無」を標準オプション機能である同様の機能要件として定義された機能 ID: 0260410 に移動させる対応を取っている。また、「返戻年月日」、「電子媒体収録有無」を 管理項目として含めている実装必須機能の機能 ID:0260176 については、同様の機能要件が 標準オプション機能として存在していないため、機能 ID:0260438 として標準オプション機 能を新設する、といった対応を取っている。標準オプション機能の機能 ID:0260192 と 0260202 については、実装必須の管理項目「日本年金機構への報告年月日」が含まれていた ため、当機能の管理項目から削除した。(事務局)

受けられるため、分けるべきであり、分ける際には「日本年金機構への報告年月日」は必

- ○論点④(1)についてご質問等あればいただきたい。(事務局)
- ○事務局案について問題ない、と理解したため、今回お示しした事務局案で標準仕様書に反映 する。(事務局)
- ○論点④(2)については3点ほど意見をいただいている。1つ目は、管理項目「在学予定期 間」において、帳票詳細要件ではオプション項目されているが、一部の機能要件では実装必 須機能として定義されているためオプションに統一してほしい、2つ目は「要件の考え方・ 理由」には"オプション機能とする"と記載がある機能要件について、実装必須機能になっ ているため、オプションに変更してほしい、そして3つ目は機能別連携仕様では、介護保険 システムとの連携はオプションと定義されているため、実装区分をオプションに変更すべ き、といったご意見である。当意見に対して、帳票詳細要件や機能別連携仕様、他機能要件 間で平仄が取れていない実装区分の統一とその確認を論点とした。現状、管理項目「在学予 |定期間||については機能 ID:0260223 以外の機能要件はオプションに区分されている、「要件 の考え方・理由」には"オプション機能とする"と記載がある機能 ID: 0260402 は実装必須 と定義されている、介護保険システムの情報取得については、機能別連携仕様では標準オプ ションに区分されている。そのため、1つ目のご意見に対しては、機能 ID:0260223 に定義 されている管理項目「在学予定期間」については、標準オプション機能である同様の機能要 件の機能 ID: 0260224 に移動する、2つ目のご意見に対しては、機能 ID: 0260402 を標準オ プション機能に変更する、3つ目のご意見に対しては、介護保険システムの情報取得に関係 する機能要件について、標準オプション機能に変更することを事務局案として提示する。(事 務局)
- ○論点④(2)について、ご質問等あればいただきたい。(事務局)
- ○事務局案について問題ない、と理解したため、今回お示しした事務局案で標準仕様書に反映 する。(事務局)
- ○最後の論点である帳票詳細要件の討議事項について、ご意見として同一生計配偶者有無の確認は市町村で対応する必要がないが、帳票詳細要件の印字項目「同一生計配偶者有無」の実

装項目については必須となっているためオプションへの変更を希望する、といただいている。当意見に対して、帳票詳細要件の印字項目の実装項目についての整理を確認することを論点とした。現状、同一生計配偶者の人数は市町村で税制上把握していない一方で帳票詳細要件の実装項目は必須となっている。同一生計配偶者の人数を必ずしも把握する必要はないため、業務対応に平仄をあわせるべく、「同一生計配偶者有無」及びそれに該当する印字項目について、実装項目をオプションに変更することを事務局案として提示する。(事務局)

- ○論点⑤について、ご質問等あればいただきたい。(事務局)
- ○事務局案について問題ない、と理解したため、今回お示しした事務局案で標準仕様書に反映 する。(事務局)
  - (3) 今後のスケジュール及び予定
- ○資料3の「今後のスケジュール及び予定」資料を用いて説明する。今後のスケジュールとしては、第二回ベンダー分科会にて本日討議した内容をベンダーからの観点でも討議を実施し、12月18日開催予定の第二回研究会で標準仕様書の改定案の提示と意見照会の実施方針の説明を実施する予定である。その後、1月に意見照会を実施し、2月の研究会で意見照会の結果及び最終的な改定案をお示しし、構成員の皆様に内容のご確認と妥当性をご判断いただくことを想定している。なお、スケジュール上には記載していないが、デジタル庁からの各領域やデータ要件・連携要件における作業依頼が発生する可能性がある。当件については、構成員の皆様と議論する内容ではないと考えているが、経過報告等は必要に応じて適宜皆様に共有を実施し、改定案に反映をする。次に第二回研究会の議事次第(案)についてご説明すると、まずはこれまで実施したワーキングチーム及びベンダー分科会の議論の結果を報告し、標準仕様書案の最終版をお示しする。加えて、意見照会にて全国の市区町村の皆様からご意見をいただくにあたっての進め方や取りまとめ方についてご説明する。最後に、2024年3月末までのスケジュールを提示することを予定している。(事務局)
- ○ご質問等あればいただきたい。(事務局)
- ○標準仕様書 1.2 版の適合基準日はいつになるのか。(構成員)
- ○移行期限である令和7年度末を適合基準日としている。補足すると、今回の改定は仕様の変更ではなく、仕様書の精度向上を目的として実施しているため、仕様書の内容は基本的に変わらない。これまでの討議事項について、開発に影響が生じるものがあればいただきたい。 (事務局)
- ○適合基準日について、承知した。またこれまでの討議内容についても、開発への影響はない と考えている。(構成員)
- ○他にご意見等あればいただきたい。(事務局)
- ○他ベンダー構成員の皆さまにおいても問題ない、と理解した。(事務局) (3) その他
- ○議事等、特になし。

# 3. 閉会

○本日いただいたご意見については詳細を確認、討議した上で、最終的な対応を研究会で説明、議論をする。また必要に応じて皆様にご連絡をさせていただくため、ご了承、ご協力をお願いしたい。(事務局)

以上